

概要版

大磯町環境基本計画

(2013 年 ～ 2022 年)

平成 25 年 3 月

大 磯 町

計画の策定にあたって

本町は、大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然と、先人から受け継がれた多くの歴史・文化資源を有する良好な住宅地として発展してまいりました。

しかしながら、現在では、経済社会の発展とライフスタイルの変化による生活の利便性や物質的な豊かさを求める暮らしは身近な自然を減少させ、廃棄物の増大、ごみの不法投棄、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題や、温室効果ガスの排出量増加に起因する地球温暖化などの地球規模の環境問題を引き起こしており、それらの環境問題に対する取組みが求められています。

さらには、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所の事故を契機に、省エネ・節電対策や持続性の高い自然エネルギーの普及など環境負荷低減への取組みがさらに強まることと推測されます。

こうした状況を踏まえ、私たちは、自らが環境に負荷を与えていることを深く認識し、ライフスタイルや事業活動の見直しを図ることにより、自然と共存した持続可能な循環型社会を形成し、良好な環境を次世代に引き継がなければなりません。

本町では、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進するために、平成 12 年に「大磯町環境基本条例」を策定し、この条例に基づき、環境の目標とそれを達成するための町民、事業者、滞在者、町の取組みを示した「大磯町環境基本計画」を平成 15 年に策定し、複雑化した環境問題に対応すべくさまざまな取組みを進めてまいりました。

この度、この環境基本計画の計画期間が平成 24 年度で終了することから、平成 25 年度から平成 34 年度までの新しい環境基本計画を策定いたしました。

新しい計画では、本町の 10 年後の将来像と町の施策の方向性、町民、事業者、滞在者の皆さまがそれぞれの立場で環境の配慮すべき指針を示しております。

町民や事業者、また滞在者の皆さまと連携・協力しながら、目指すべき将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向けて取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議、ご助言を賜りました大磯町環境審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの町民、事業者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

大磯町長 **中 崎 久 雄**

計画策定背景と目的

◇ これまでの取組み

本町では、町民、事業者、滞在者、町がともに力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、さらに良好で快適な環境を実現することを目的とした「大磯町環境基本条例」を平成 12 年に策定しました。

この条例に基づき、基本課題への取組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、平成 15 年に「大磯町環境基本計画」を策定し、町の木であるくろまつなど豊かな緑と海・浜・河川などの良好な環境の保全及び創造、公害の発生の防止や廃棄物の発生抑制などに取り組んでまいりました。

◇ 変化する環境問題

地球温暖化問題などといった地球規模での空間的な広がり、また、次世代への影響という時間的な広がりを持つ人類の生存基盤そのものに関わる問題が発生しており、本町への影響も懸念されてきています。

これらの環境問題は、主に、私たちが生活の豊かさ、利便性を追求してきたことにより環境への負荷が著しく大きくなったことに起因しており、これまでの特定の工場への規制や指導、自然環境の保全といった個別対策だけでは根本的な解決が困難で、世界規模で新たな対策が取り組まれるようになってきています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、福島原子力発電所の事故は、改めて私たちに資源・エネルギー問題やこれまでのライフスタイルの抜本的な見直しを考える契機となりました。



◇ 計画策定の背景

本町には大磯丘陵の山なみの緑や相模湾の海に象徴される豊かな自然、また、先人から受け継がれた多くの歴史・文化資源を有しています。この恵まれた良好な環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくためには、現在の環境問題が「町民一人ひとりが汚染者であり、被害者でもある」という複雑な問題であるということを自覚し、一人ひとりが主体性を持って行動していく必要があります。

◇ 計画の目的

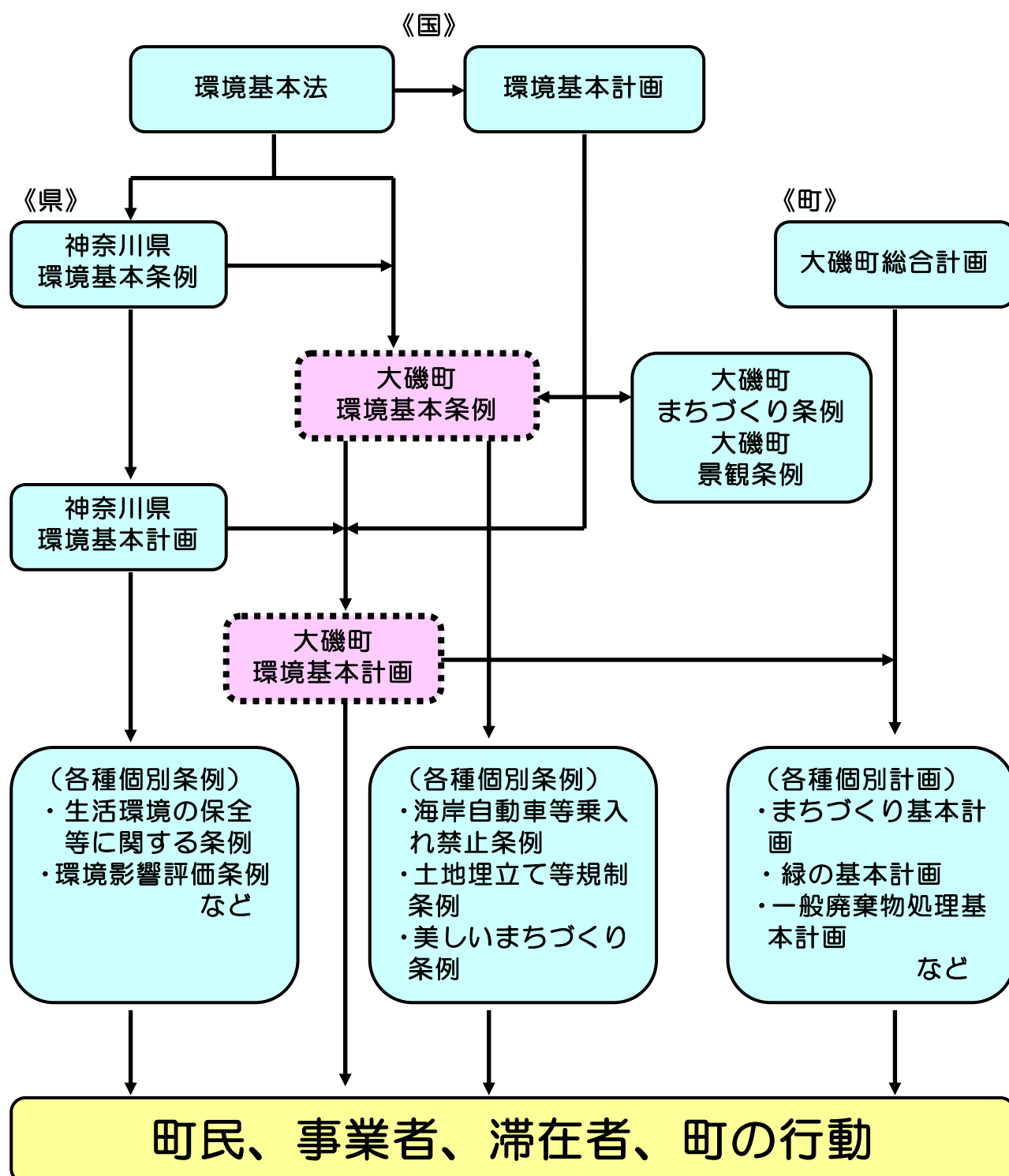
現在の環境問題を解決するためには、環境への過大な負荷を与えている現在の社会経済活動のあり方やライフスタイルを、環境への負荷が少ないものへと転換し、自然と共存した持続可能な循環型社会を形成していく必要があります。

本計画は、大磯町の環境の現況を見直すとともにその課題を抽出し、今後の大磯町としての望ましい環境像を示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したものです。

計画の基本的事項

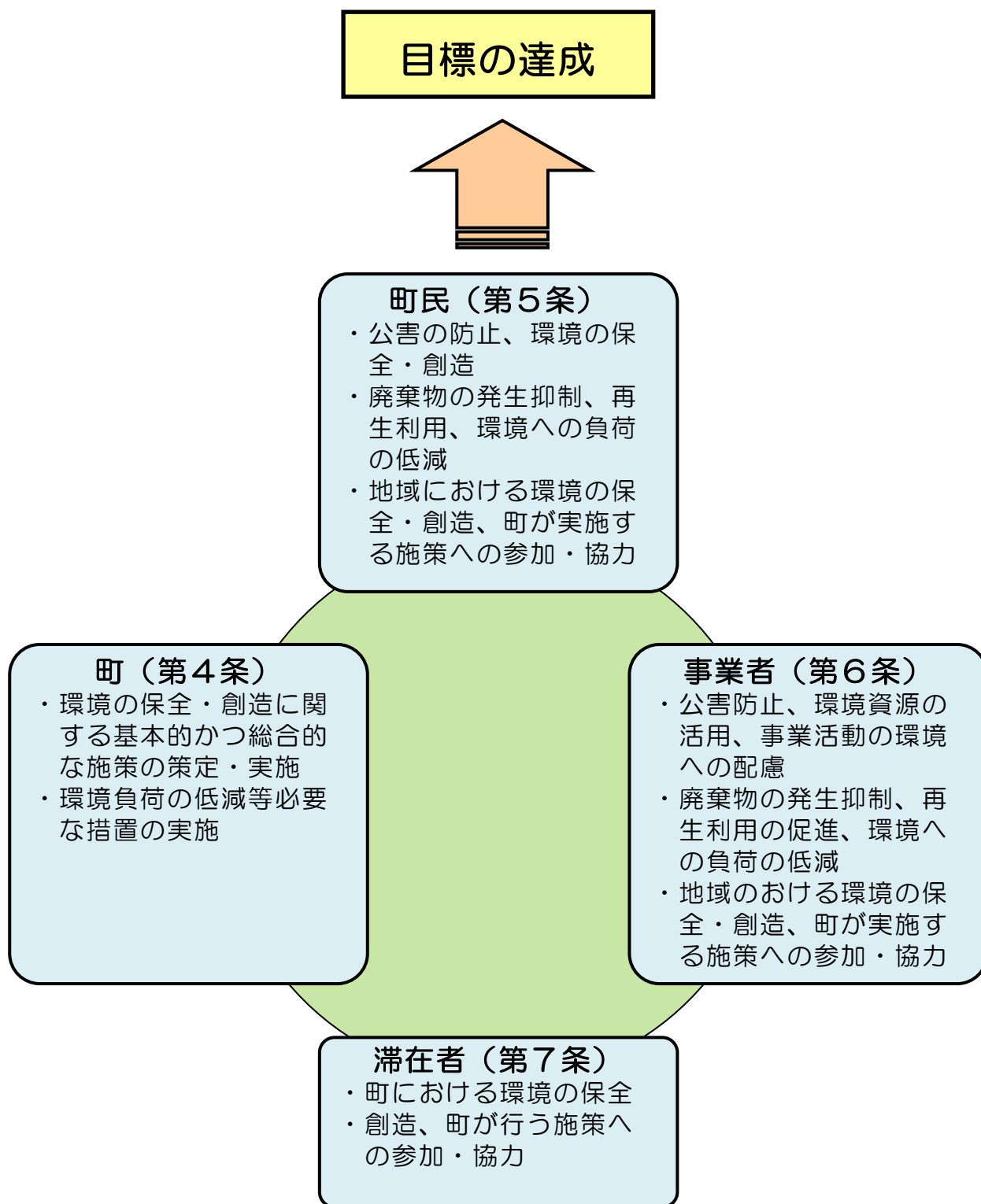
1 計画の位置づけ

本計画は、「大磯町環境基本条例」に掲げられた基本理念（同条例第3条）を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、大磯町第四次総合計画を環境面から実現していくための計画として位置づけられます。



2 計画の主体と役割

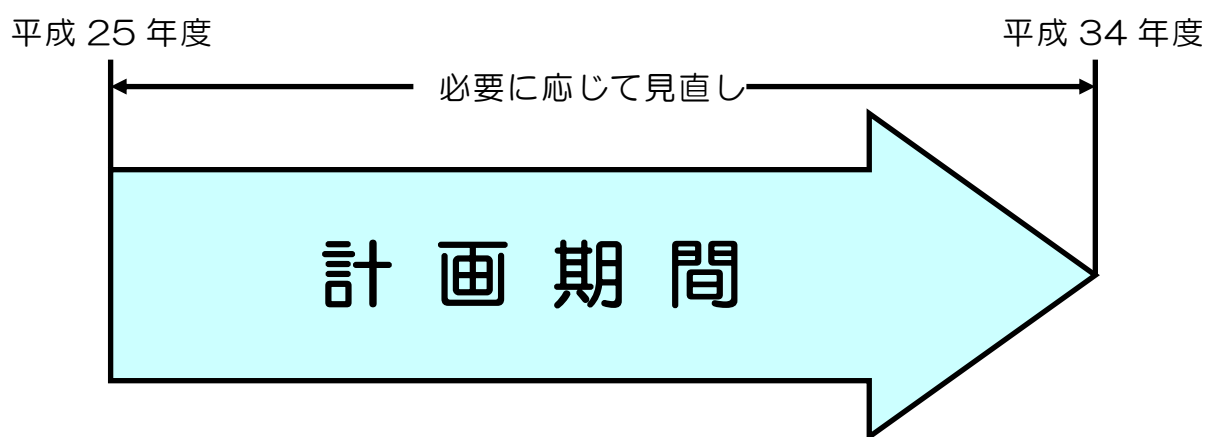
大磯町環境基本条例、第4条、5条、6条、7条において、環境を守り、育てる主体は「町民」、「事業者」、「滞在者」、「町」であるとしています。本計画では、これらの4つの主体がそれぞれの役割を持ち、協力して、目標達成のために取り組みを進めることとします。



3 計画の対象区域と計画期間

計画の対象区域は、大磯町の行政区域内とし、町が単独で行えない場合や連携することによって効果が得られるような場合は、周辺市町村、県、国との協力を検討することとします。

計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。また、計画の実効性を高めるために、大磯町総合計画実施計画の期間に合わせ、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



基本目標

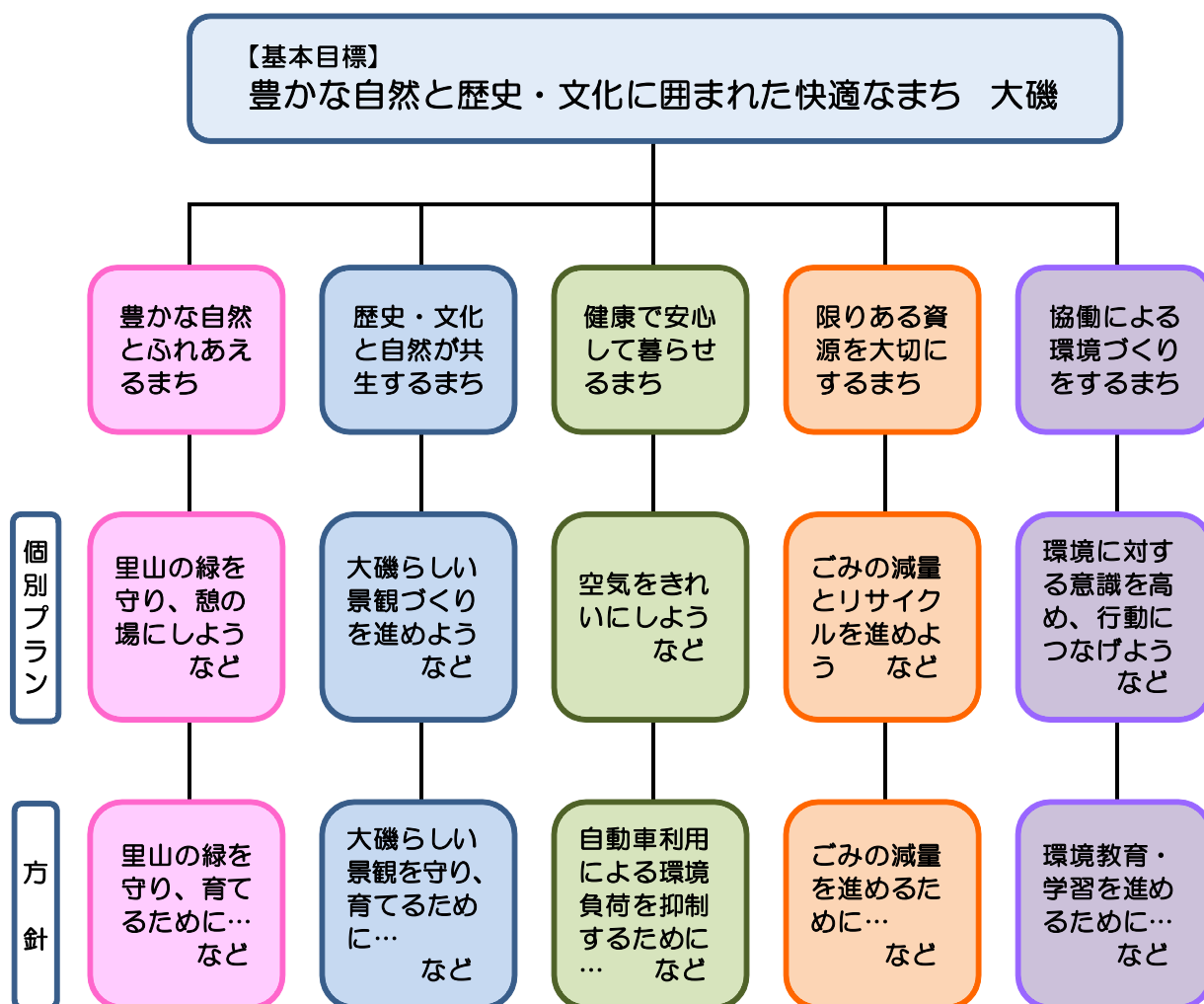
大磯町は豊かな自然環境に恵まれています。日常生活における豊かさや快適さの追求が、環境へ大きな負荷を与えています。

そのため、大磯町環境基本計画では、町民一人ひとりが生活様式や事業活動を見直し、町・町民・事業者・滞在者が協力しながら、豊かな自然や歴史・文化資源を守り、大磯らしいまちを目指し、本計画の基本目標を次のとおり設定します。

豊かな自然と歴史・文化に囲まれた快適なまち 大磯

計画の基本体系

大磯町環境基本計画では、計画の実現に向けて大磯町の環境特性を踏まえ、環境施策の枠組みを大きく5つに分類し設定しました。



重点プロジェクト

重点プロジェクトは、大磯町における環境の現状と課題から、町が重点的に取り組むべき施策をプロジェクトとして設定しました。

自然環境の保全プロジェクト ～豊かな自然とふれあえるまち～

高麗山や鷹取山などの丘陵や里山、山裾に広がるみかん畑などの農地、花水川や葛川などの河川、こゆるぎの浜などの海辺といった多様な自然環境を保全・活用するとともに、多様な生き物の生息環境を保全・創造します。

- 1 里山の緑を守り、憩いの場にしよう
- 2 農とのふれあいを深め、農地を守ろう
- 3 水辺の自然を守り、親しめる場所にしよう
- 4 生き物とのふれあいを大切にしよう



歴史・文化・景観の保全プロジェクト ～歴史・文化と自然が共生するまち～

緑と調和した住宅地の街並みなど大磯らしい景観の保全・形成に図るとともに、鴨立庵や旧島崎藤村邸などの歴史・文化資源の保全を図ります。

また、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、自然に配慮した交通体系の構築を進めます。

- 1 大磯らしい景観づくりを進めよう
- 2 大磯の歴史・文化を大切にしよう
- 3 自然と共生するまちづくりを進めよう
- 4 環境にやさしいまちづくりを進めよう



生活環境の保全プロジェクト ～健康で安心して暮らせるまち～

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁、騒音・振動を防止するとともに、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの有害化学物質の汚染を防止し、健康で安全な生活環境の保全を図ります。

- 1 空気をきれいにしよう
- 2 水をきれいにしよう
- 3 静かな暮らしを守ろう

循環型社会の構築プロジェクト ～限りある資源を大切に使うまち～

毎日の生活に欠かせない環境資源は、限りあるものです。地球への思いやりの心を育み、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの変換を図り、環境負荷の少ない循環型社会を構築します。

また、3R（Reduce ごみの排出抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用）に基づき、限りある資源を大切にしていきます。

- 1 ごみの減量とリサイクルを進めよう
- 2 ごみの適正な分別・処理・処分と環境美化を進めよう
- 3 エネルギーの有効活用を進め、地球温暖化を防止しよう
- 4 幅広く地球環境問題に取り組もう



環境教育・学習の推進プロジェクト ～協働による環境づくりをするまち～

自然体験などの環境教育・学習を進め、環境に関する情報を身近にすることで、環境の現状と仕組みについて知り、考え、環境にやさしい行動につなげます。

また、町・町民・事業者・滞在者の協働による取り組みを進めるとともに、自主的な環境保全活動を進めます。

- 1 環境に対する意識を高め、行動につなげよう
- 2 パートナーシップを形成しよう



環境行動指針

大磯町環境基本計画では、町が取り組む重点プロジェクトの実現に向けて、町・町民・事業者・滞在者が一体となって環境に配慮した行動を実行できるよう、具体的な取り組みを指針として示します。

町民の環境行動指針

1 水をきれいにし、大切に使おう！

- 食器洗いや洗濯などでは環境にやさしい洗剤を利用します。
- 流しに油を流さないようにします。

など

2 ごみを減らし、リサイクルを進めよう！

- 買い物をするときはマイバッグを持参します。
- 使い捨て商品を買うことを控えます。



など

3 省エネルギーを進めよう！

- 太陽光発電システムを導入します。
- 家電製品の購入の際は、省エネタイプの製品を購入します。

など

事業者の環境行動指針

1 水をきれいにし、大切に使おう！

- 工場、事業所などからの排水は適正に処理します。
- 雨水浸透ますや雨水貯留槽など、雨水利用を進めます。

など

2 ごみを減らし、リサイクルを進めよう！

- 減量化計画を策定し、事業系ごみの排出を減らします。
- マイバッグ運動や簡易包装を進めます。



など

3 省エネルギーを進めよう！

- 太陽光などの自然エネルギーの導入を進めます。
- 省エネ型 OA 機器や照明機器への転換を進めます。
- 低公害車や低燃費車、低公害重機の導入を進めます。



など

4 環境への配慮に努めよう！

- 広告塔や看板などは、地域の特性に応じ、周辺環境と調和させます。
- 事業所周辺を、地域の特性に配慮した樹木により緑化します。
- 悪臭、騒音、振動などの発生防止に配慮します。

など

町の環境行動指針

1 水をきれいにし、大切に使います！

- 排水処理施設の適正な維持管理など、行政活動による環境汚染を防止します。
- 環境にやさしい洗剤を利用し、生活排水からの負荷を減らします。 など

2 ごみの減量とリサイクルを進めます！

- 両面印刷、両面コピー、裏面コピーを徹底します。
- ごみの分別ボックスを設置し、庁内におけるごみの分別を徹底します。
- 再生資源を利用した製品を購入・使用します。 など

3 省エネルギーを進めます！

- 蛍光灯を LED 照明へ転換します。
- 公用車を購入する際は、低公害車（九都県市指定低公害車）や低排ガス車、低燃費車、また電気自動車を導入します。
- 自動車の利用は必要最小限にします。 など

4 グリーン購入を推進します！

- 町民配布用物品は環境配慮物品とするように努めます。
- コピー用紙、報告書、チラシなど用紙の購入・印刷は、再生紙を利用します。
- 印刷物などには、R マーク（再生紙使用マーク）を表示します。 など

5 公共施設の環境配慮を進めます！

- 太陽光などの自然エネルギーシステムを導入します。
- 省エネ型 OA 機器や照明機器に転換します。
- 公共施設において、敷地内緑化や屋上緑化など緑化に推進します。 など

滞在者の環境行動指針

1 マナーを守ろう！

- 釣りや海水浴の際、「釣り糸、釣り針、たばこの吸殻、ごみのポイ捨てをしない」、「海を汚さないようにする」など、マナーを守ります。
- ごみは持ち帰り、不法投棄やポイ捨てをしません。 など

2 町民などととも環境を守ろう！

- なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習に参加します。
- パートナリーシップによる環境保全活動に参加、協力します。 など



計画の進行管理

1 進行管理の方法

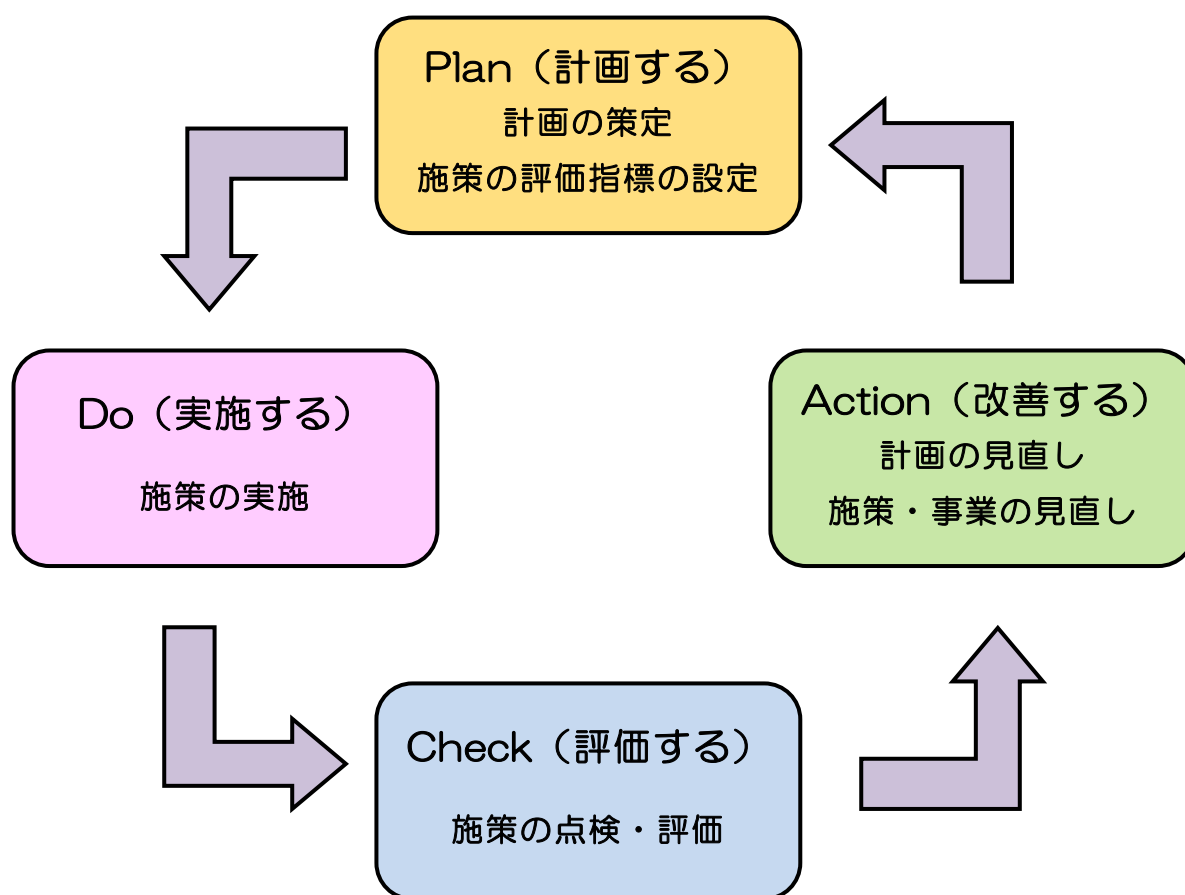
本計画の進行管理は、環境マネジメント手法（PDCA サイクル）に基づいて行います。計画に基づく施策を実施し、環境の現状や施策の実施状況を把握し、施策評価指標の達成状況をチェックします。

2 進捗状況の点検と評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、大磯町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

3 計画の見直し

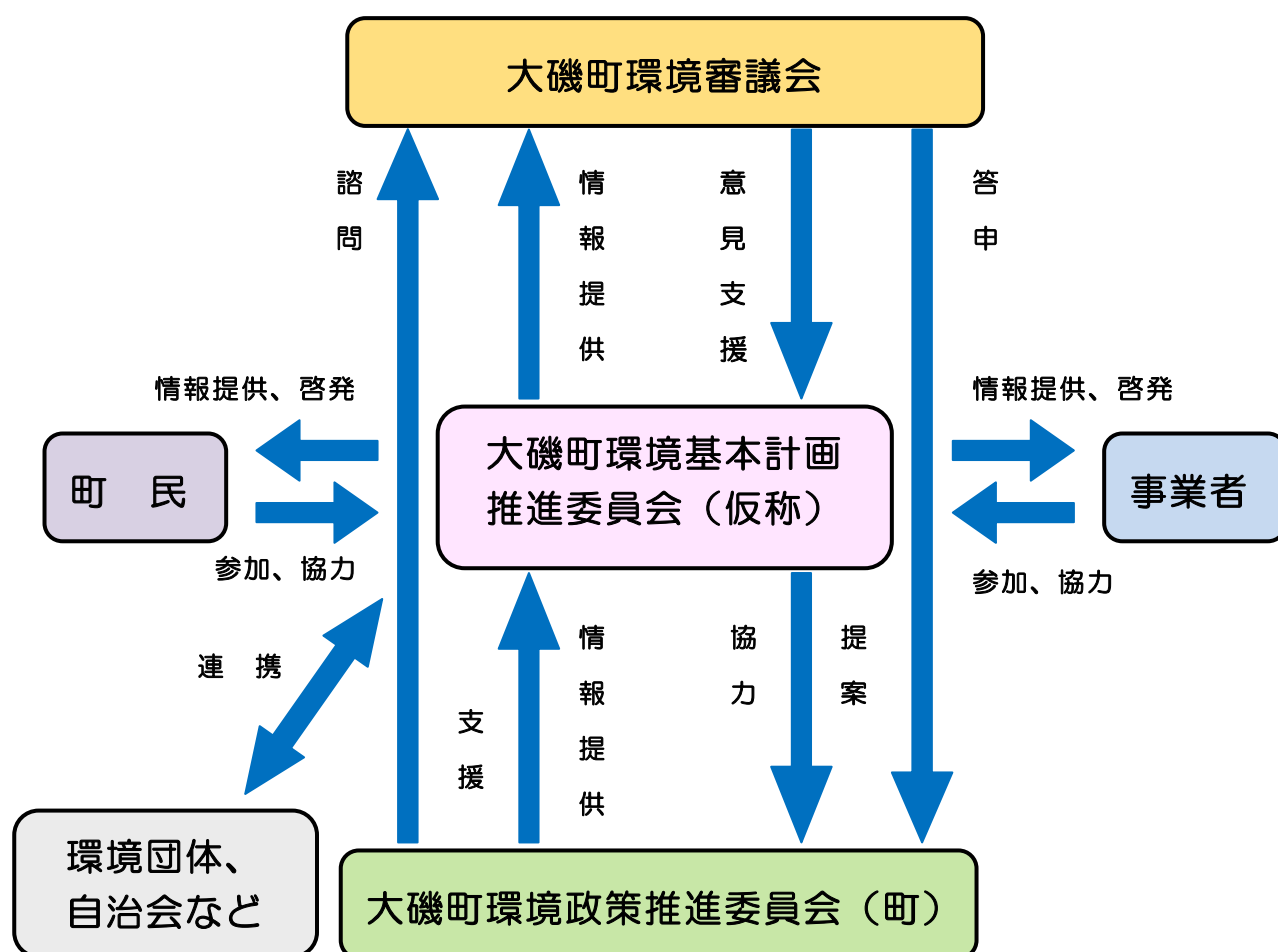
環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、計画期間にとらわれず必要に応じて見直しを図ります。



計画の推進体制

町は、本計画の目標を達成するために、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について各課間の横断的な組織である大磯町環境政策推進委員会において協議を行うとともに、施策間の調整を行います。

計画の進行状況における評価・点検については、大磯町環境審議会及び町民・事業者・各種団体によって構成する大磯町環境基本計画推進委員会（仮称）において、評価・点検を実施します。



大磯町環境基本計画《概要版》

平成 25 年 3 月発行

編集・発行 大磯町

大磯町 建設経済部 環境美化センター

〒259-0103 中郡大磯町虫窪 66

TEL0463-72-4438

◇ 計画の基本体系

